

会議結果報告書

会議名称	第16回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会
日時・会場	平成18年4月27日(木) 18:30~23:00 WEST19 研修室A・B・C
出席委員	14名出席(11名欠席)
次回開催	平成18年4月30日(日) 13:30 WEST19 研修室A・B・C

議題	意見等
<p>1. 議事 第4章を中心に (1)第1節 家庭における権利保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本日は、前回残していた第4章を中心に検討を行いたい。(委員長) 保護者の役割について <ul style="list-style-type: none"> ・「第一義的」という言葉の意味がわかりにくいのではないか。 「保護者は、子どもの養育及び発達についての第一の責任者であることを認識し」とする。 ・保護者の義務だけでなく、第三者に対する親の養育する権利については、解説に記載する。 保護者への支援について <ul style="list-style-type: none"> ・「保護者も育つよう」という表現は、「子どもを権利の主体として捉える条約の主旨を共有すること」を想定している。 ・「保護者も育つ支援」の具体的な施策としては、新たに何か事業を起こすことではなく、検診やイベントの際、または母子手帳などを活用し、保護者が子どもの権利に関わる認識を共有することができるように説明していくことなどが想定される。 虐待・体罰の禁止等について <ul style="list-style-type: none"> ・解説部分の現状は、「虐待がなくなる現状があるので」とする。 ・適切な救済及び回復について、回復の内容には、親教育を含めた親子の再統合も含んでいることを解説に記載する。 「適切な救済及び心身の回復」(「心身の」を追加)
<p>(2)第2節 育ち・学ぶ施設における権利保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> 育ち学ぶ施設の役割について <ul style="list-style-type: none"> 「大切な場であることを認識し」(「考慮」を「認識」に変更) 開かれた施設づくりについて <ul style="list-style-type: none"> 「地域や市民に」と分けているが、「地域の人たちに」の表現でよい。 ・ただし、この場合の「地域」は、施設によって対象となる範囲が異なり、施設によっては全市を対象とする場合がある。この点について、解説に記載する。 ・子どもの権利を考える際に、なぜ「開かれた施設づくり」が必要なのかについての回答としてどのようなものがあるのか(事務局)。 ・地域全体で子どもを育てる必要性を念頭におくと、情報の受発信は不可欠であるため、開かれた施設づくりが必要である。 ・今は学校を、「地域の中の学校」として捉えている。 ・子どもの意見表明・参加の機会にもなる。 いじめの防止について <ul style="list-style-type: none"> ・「相談しやすいよう工夫し」の表現について、子どもへの対応は、仕組みづくりだけで解決するものではなく、ケースバイケースでの対応が重要であるので、「工夫」という表現の方がよい。 ・工夫の例として、「札幌市いじめ防止連絡協議会」における発表事例の活用など、情報交換の場を活用することなども考えられる。 ・相談のしやすさとしては、受付時間帯の工夫や、相談を受ける者の工夫や(学校の担任が良い場合もあれば、外部の人が良い場合もある) 仕返しや逆恨みをされないような工夫が必要。

	<p>虐待・体罰の禁止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小見出しに「等」を加える。 第2項の「施設関係者」について、権利救済や回復は、施設設置・管理者のイニシアティブが重要なので、「施設設置・管理者は、職員とともに～」という表現にする。 ・先生が子どもをいじめるケースについては、この項目で禁止する。 <p>関係機関等との連携と研修について</p> <p>「施設設置管理者」は「施設設置・管理者」とする。</p> <p>第2項の「施設関係者」は、「施設設置・管理者は、職員とともに～」という表現にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者の連携に関する解説文の中に、第7章で規定する救済機関の位置づけも加えた方がよいのではないか。 ・できていないものを掲載するより、「条例で想定している救済機関」という表現に留めておいた方がよい。 <p>不利益処分等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この規定の内容は「不利益処分における手続き保障」ということ。 ・小見出しは、「不利益な処分等」ということにする。 ・事情は事実のこと、意見は本人の意見のことを指すので、事情と意見を併記する。 ・塾なども、当然含むものとして想定する。 ・「子どもからの事情や意見を聴くよう努めなければなりません」という表現では、聴けばよいという態度になるのでないか。 ・子どもの権利が不当に損なわれないようにという主旨を含む必要がある。 「～を聴くように努め、子どもの権利が害されることがないように努めなければなりません」という表現にする。
(3)第3節 地域における権利保障	<p>地域における役割について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイトルは「地域の役割」でよいのでないか。 第1項は、流れをよくするため「市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係の中で豊かに育つ場であることを認識し」とする。 ・「子育て」という表現は、条文内では現行通りとするが、解説に説明等を記載する。 <p>地域における子どもの居場所について</p> <p>特に異論なし</p> <p>地域における自然環境の保全について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイトルから「地域における」を外し、「自然環境の保全」とする。 「大切であることを考慮し」はもう少し強い表現で、「不可欠であることを認識し」とする。 ・語尾の整理については、最後にもう一度行いたい。 ・自然には、公園や芝生などの緑も含んでいる。 <p>安全・安心な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもが自分自身を守る力を身につけるよう」という表現では、子どものエンパワメントが伝わらないのではないか。 「自分自身を守る力を十分発揮できるよう」という表現とする。 ・解説部分に、子どものエンパワメントの考え方を追加する。
(4)第4節 参加・意見表明の機会の保障	(後ほど検討することとする)
(5)第5節 子どもの育ちや成長に関わる大人たちへの支援	<p>育ち学ぶ施設関係者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ゆとりを持って子どもと関わることのできるよう」という表現ではどうか。 ・「ゆとり」や「余裕」という表現は、主観的な部分大きい。 ・あまり「ゆとり」という文言を前面に出しすぎると、条文全体が誰のための条文かと、市民に受け取られかねない。 「職員が心身ともに健康を保ちながら子どもと接することができるように、必要な職場環境の整備に努めなければなりません」という表現とする。 ・解説内容の「職員の健康相談の充実」や「効果的なメンタルヘルス対策」だけが例示であれば、検討委員会での意見が矮小化され、真意が含まれない。

	<ul style="list-style-type: none">・人的配置や環境整備については、財源の問題もあるので、ニュアンスを含める形で書いてはどうか。・解説文について、職員が子どもと十分に接する上で「必要な職場環境の整備」としては、財政的人的支援も考慮する必要があることを示す方向で見直しを検討する。
2.事務局からの連絡	<ul style="list-style-type: none">・次回の検討委員会は、4月30日（日）13:30～WEST19・13:00から子ども委員会委員と検討委員会委員との意見交換会を開催（非公開）・次回は、残されている章・節について検討を進める。オンブズパーソンについても検討を行う。